

評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第27条の規定に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 3 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるものとする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 4 前項にかかわらず、評議員は、招集権を有するものとして定められた理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求をすることができる。
- 5 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集するには、理事長（第3条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の通知には、第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第7条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

第8条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(評議員会の運営)

第9条 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

2 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第10条 評議員会は次の事項を決議または同意する。

ア 普通決議

- (1) 理事、監事及び評議員の選任
- (2) 理事及び評議員の解任
- (3) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 理事または監事が評議員会に提出し、または提供した資料を調査する者の選任
- (6) 第3条第4項または5項により招集された評議員会における本機構の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号の他評議員会の普通決議事項とするものとして法令又は本機構の定款で定められた事項

イ 特別決議

- (1) 監事の解任
- (2) 理事、監事の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部譲渡
- (5) 解散後の法人の継続の決定
- (6) 合併の承認
- (7) 前各号の他評議員会の特別決議事項とするものとして法令又は本機構の定款で定められた事項

ウ 総評議員の同意

- (1) 理事、監事又は評議員の責任の(全部)免除
- (2) 前号の他、総評議員の同意を要する事項として法令又は本機構の定款で定められた事項
 - 2 前項の規定にかかわらず、評議員会においては、書面に記載した目的である事項以外の事項については決議することができない。

(決議)

第11条 前条アの普通決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条イの特別決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(評議員会への報告事項)

第12条 理事は、法令及び定款に定める次の事項について、評議員会へ報告する。

- (1) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (2) 事業報告
- (3) 資金の借入（短期借入金を除く）及び重要な財産の処分又は譲受け
 - 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類そのほか法務省令で定めるものを調査しなければならず、この場合において、法令もしくは定款に違反し又は著

しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事及び監事の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

3 議長及び評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人(2人)は作成した議事録に記名押印する。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び会議資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 評議員会の事務局は総務部総務課とする。

第5章 雑 則

(改正)

第17条 この規則の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、公益財団法人日本下水道新技術機構の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

議事録記載事項

I 通常の評議員会

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に召集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

II 定款第24条のみなし評議員会決議

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した者の氏名
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

III 定款第25条の報告の省略（評議員会）

- 1 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- 2 評議員会への報告があったとみなされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

